

平成18年

4

VOLUME
148

業界のタイムリーな情報を手元に

ビルメンテナント

FUKUOKA

編集・発行 社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号(藤田ビル2F) TEL.092(481)0431

ビルクリーニング技能士受検 『直前講習会』の向こう側

ビルクリーニング技能講習

講師団長

金子 誠

会員各位には日頃より協会の技能教育研修事業にたいへんご支援を賜っており改めて感謝申し上げます。当広報誌4月号がお手元に届く頃には、本年度のビルクリーニング技能士検定の合否結果も判明致します。5月号ではその詳細を報告することになりますが、それに先立ち『直前講習会』における受検者の奮闘振りや講師団の指導姿勢についてお伝えし関連講習会へのさらなるご理解を得たいと存じます。

《技能士資格の深化》

ビルクリーニング技能士制度は確実にそのすそ野を拡げていますが、その一方で検定合格率が年々厳しくなってきている現状があります。平均合格率が5割というレベルは、実際に受検する従事者にとっては想定以上に高いハードルになっています。施行当初は事業登録のための人的要件を整えるために、協会が主催する講習会に参加さえしていればなんとか合格するといった傾向もありましたが、いまでは個々の受検者が会社の業務を超えて自律的に努力しなければ合格水準の技能を獲得できないというのが実情となりました。

そのへんに講習会に派遣する事業主と派遣される従事者との意識ギャップが大きくなっている原因があろうかと思われます。講師団は全力をもって受検者

をサポートしていますが、それでも個々の受検者は孤独な闘いを強いられるのが現実です。どうぞ所属企業管理者の皆さまの心強い支援をお願いする次第です。

《受講生気質》

私たち講師団は、受講者を“受講生”と呼びます。私たちの講習会が単なる資格取得支援活動ではなく、技能士としてふさわしい気質を体得させたいという“道場”（教育現場）としての意義を掲げて活動しているからです。本年度直前講習会60名の受講生も本当に頑張りました。資質的には合格水準に達するのが難しいと思われた受講生で夜間まで訓練を積み、自己の限界点を突破して合格圏技能を獲得した者が何人も現されました。この夜間訓練では講師主導の師弟関係ではなく、所属企業の異なる受講生同士が仲間としてお互いを援護し合う姿が見られました。福岡県協会講習会は予備校ではなく、道場であるという所以です。このように各人努力を重ねて受検に臨むわけですが、全員合格というわけにはいきません。あとちょっとで合格できたという受検者も数多く出ると思います。ここで事業主の皆さまにお願いしたいことは、合格された従事者はもちろんのことですが運悪く不合格となった従事者へも十分な評価を与えて頂きたいということ

とです。ご本人の意欲が確認されるようであれば、どうぞ再挑戦の道を開いてやって頂きたいと思います。また諸事情により再挑戦が困難な従事者におきましても制度上の技能士資格は保有することはできませんでしたが、現場においては技能士に勝るとも劣らないリーダーシップを發揮して業務に当たられる人材に成長されたことを講師団が保証したいと思います。

《成長する講師団》

今回の直前講習会には、23名の講師・指導員が携わりました。それに加え事業委員会・事務局の多大な支援を受けて講習会を全うすることができました。会社業務多忙の折に講習会に時間を割いて参加した講師・指導員とその派遣を認めて頂いた会員企業の皆さんに感謝致します。いま福岡県講師団には、青年部活動等を経験して協会の存在理由を学んだ次代を担う若手人材がどんどん参画してくれています。これらの若手指導員も講習会を通じて反対に受講生より多くのことを学んでいます。全国屈指の講師団へと着実に成長していますので、どうぞ期待を掛けて頂きたいと思います。

《業の基への回帰》

受講生と共に汗をかいてつづく感じることは、



直接指導に当たる筆者（中央白ジャンパー後ろ向き）と講習風景

「この人たちが紛れもなく我々の業を支えてくれるのだな」という実感です。自分の限界に挑戦する受講生の姿に、経済情勢とか法律制度とかに左右されない業の基を強く感じます。業の基である人材育成に近道はありません。王道があるとすれば地道な“道場稽古”であると考えています。「たかが清掃」を「されど清掃」にすべく講師団もさらに精進していく所存ですので、今後ともさらなるご支援を賜りますよう誌面をお借りしお願い申し上げます。

石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されました。

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

この法律においては、労働者であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため、3月27日とすることが3月7日の閣議で決定され、支給請求の受付けは、3月20日から開始されることとなりました。

●詳しくは厚生労働省のホームページをご覧下さい。 <http://www.mhlw.go.jp>

空調給排水管理従事者研修はどうなる？

—平成18年2月20日開催の「知事登録申請業務説明会」より—

空調給排水管理従事者研修 (以下「従事者研修」という) について

1 経緯～従事者研修の基本的な考え方

平成14年の法改正に伴い、旧第6号登録の事業範囲に規定されていなかった給排水、排水等の管理が建築物環境衛生管理基準の対象となったことは、ご承知のとおりです。

さて、これらを事業の範囲とする建築物環境衛生総合管理業（第8号登録）の福岡県の登録営業所数はこの2月に50件を超えるました。

従事者研修は第8号登録の要件であるとともに、登録後も対象の従事者には定期に適切かつ効果的な研修を行い、空調給排水管理に関する一定の知識・技術・技能を習得させなければならない事項として法施行規則第30条第7号に規定されています。

言い換れば、当該研修は第8号登録業者が社会の要請に応じて空調給排水管理業務を適切に遂行するための基礎的な事項であるとともに、登録業者としての社会的な責任であるといえます。

2 現状～問題点

ところで、国から従事者研修に係る詳細な通知等は示されておらず、今後このまま経過することで、これから登録申請及び既に登録済の業者における従事者研修の運営に支障を来すことにも危惧されます。

また、我々ビルメンテナンス業者がこれを放置することは、第8号登録を旧第6号と何ら変わらない扱いをし、自らその能力をおとしめることにもなります。

3 提案

そこで、福岡県協会は、国において当該研修に係る方針等が示されるまでの措置として、従事者研修を以

(社)福岡県ビルメンテナンス協会
副会長 古賀 修

下のとおり企画します。

(1) 従事者研修の実施者と形態

原則として登録事業所の事業主であり、事業所内教育を実施することを基本とします。

(2) 従事者研修の対象者

空調給排水管理従事者（空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者）全員が受講の対象です。

(3) 従事者研修の指導者

1) 従事者研修の実施者は「従事者研修指導者」を選任して協会に報告します。

2) 従事者研修指導者は空調給排水管理監督者若しくは建築物環境衛生管理技術者等、十分な知識・技能を有する者の中から選任します。

3) 選任された従事者研修指導者は（社）福岡県ビルメンテナンス協会が実施する「空調給排水管理従事者研修指導者講習会」（以下「指導者講習」という）を受講し、指導者講習の修了者には認定証を交付します。

4) 指導者講習の内容は従事者研修のカリキュラム、研修用テキスト、指導・教育方法等のほか、研修の意義・企画・報告書の作成方法等について行います。

(4) 従事者研修の実施体制（事業所内）

従事者研修指導者は以下のことに配慮し、従事者研修を計画し研修が円滑に実施できるようにします。

1) 研修期間と回数：従事者研修の対象者一人当たりの総時間は年間7～8時間とし、1回～数回に分けて行います。

2) 研修の教材：従事者研修に用いる教材は「空調給排水管理従事者研修用テキスト」（（社）全国ビル

メンテナンス協会作成)を基本教材とし、その他作業計画書、作業手順書、点検報告書を含めた実務上資料等も用います。

3) 研修の方法:従事者研修の方法は、「講義方式」及び「実技指導方式」並びに「視聴覚方式」を併用して行います。

4) 研修の記録と実施状況の報告:従事者研修の実施者は従事者研修が終了したら年度ごとに、空調給排水管理従事者研修実施状況報告(研修実施状況報告書 様式10号)に必要事項を記入し、協会に2部(1部は写し)を提出します。提出された研修実施報告が適正と認められると、協会長の印を受けて返還されます。

また、この研修実施状況報告書は6年間保存し、再登録時に添付することになります。

(5) 指導者講習会に係る予算・事業者費用

今後の検討課題です。

高齢者雇用確保措置の実施について

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が平成16年6月に改正され、平成18年4月1日から、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置を講ずることが全ての事業主に義務付けられましたことはご承知のことと思いますが(本誌 平成17年12月号で解説)、65歳までの定年年齢の引上げの第1段階として、平成18年4月から62歳定年とする措置が義務付けられますので、取り扱いに遺漏なきを期されるよう念のためお知らせ致します。

また、同措置を講ずる際にご活用頂ける助成金として①(独)高齢・障害者雇用支援機構が支給する継続雇用定着促進助成金、②公共職業安定所(ハローワーク)が支給する特定求職者雇用開発助成金があることを併せてお知らせしておきます。

今月のマドンナさん

大一産業株式会社 九州支店



竹田 尚代さん

[勤続年数] 2年9ヶ月

[年齢] 27歳

[血液型・星座] AB型 水瓶座

[趣味] 映画鑑賞、音楽鑑賞

[お勧めの店] 南区大橋の馬加屋

馬肉がとっても美味しいです。

[私のストレス解消法] 買物、睡眠

会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 ジャパンメンテナンス九州

変更事項 退会 変更日 平成18年3月

平成18年4月 行事予定表

3	火	14:00 事業委員会 16:00 ビル設備管理課指導講師打合せ会	於:県協会事務局
11	火	14:00 労働対策委員会	於:県協会事務局
13	木	14:00 総務財政委員会	於:県協会事務局
17	月	13:00 第61回運営委員会 16:00 第325回理事会	於:県協会事務局
19	水	10:30 第54回九州地区本部会議	於:佐賀市「はぐれ荘」

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
毎月10日は災害発生報告書提出締切日です。